

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「両大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 実施区分

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地市町村」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

(1) 県

- ア 日本のひなた宮崎 国スポ 総合開・閉会式及び県外競技会
- イ 日本のひなた宮崎 障スポ 開・閉会式及び競技会

(2) 会場地市町村

日本のひなた宮崎 国スポ県内競技会

3 実施業務

弁当調達業務は、次の事項を実施する。

(1) 弁当調製施設の選定

- ① 宮崎県福祉保健部衛生管理課（以下「衛生管理課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、衛生管理上適切な弁当調製施設を選定する。
- ② 選定した弁当調製施設の報告
 - ア 選定した弁当調製施設は県を通じて衛生管理課又は宮崎市保健所に報告する。
 - イ 県外の弁当調製施設については、県を通じて衛生管理課に報告し、衛生管理課が当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。
- ③ 弁当調製施設の選定の取消し
選定した弁当調製施設が本業務の実施に不相当であると判断する事象が生じた場合には、選定を取り消すことができる。

(2) 弁当の申込み、受付及び発注等

両大会参加者からの申込みを受け付けた弁当の個数を取りまとめ、選定した弁当調製施設へ発注する。なお、発注にあたっては弁当調製施設の調製能力を超えることのないように留意し、申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。

(3) 弁当の調製、運搬等

次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- ① 調製、包装等にあたっては衛生管理を徹底すること。
- ② 県又は会場地市町村が指定する項目を容器等に表示すること。

③ 県又は会場地市町村が示した方法で指定する日時及び場所に納入すること。

(4) 弁当の保管及び引換

両大会会場内に、弁当の保管及び引換業務を行うための弁当引換所を設置する。

(5) 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設に対して、両大会終了後に精算する。

4 弁当を提供する対象者及び弁当料金

幹旋弁当（両大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（県又は会場地市町村が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）の配布対象者は実施区分毎に県又は会場地市町村が定め、料金は、飲料等を含めて1,250円以内（税抜）とする。

5 弁当の献立

弁当の献立の作成又は選定にあたっては、可能な限り、選手のコンディションづくりや宮崎県産品の活用等に配慮するものとする。

6 その他

(1) 日本のひなた宮崎 国スポの総合開・閉会式リハーサル及び県外競技会にかかるリハーサル大会並びに日本のひなた宮崎 障スポ開・閉会式リハーサル及び競技会にかかるリハーサル大会における弁当調達業務については、必要に応じ、この要項に準じて実施する。

(2) 県外競技会にかかる弁当調達業務の衛生管理基準については、競技会を開催する自治体を所管する保健所の規定に従うこととする。

(3) この要項に定めるもののほか必要な事項については別に定める。